入札説明書

都整委　第　４　号

御所汚水9-1号幹線他実施設計業務　委託

令和８年１１月

御所市

入札説明書

都整委第4号、御所汚水9-1号幹線他実施設計業務委託にかかる入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

１　競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第２に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

（１）資格要件

（ア）この業務の主たる業務分野を再委託しないこと。

（イ）建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１７号）に基づく「下水道」の登録を受けていること。

（ウ）入札参加表明書の提出の日から開札の日までの期間において、御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱及び御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

（エ）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（オ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」といいます。）第３０条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（カ）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（キ）平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

（ク）会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０７条の規定によりなお従前の例によることとされる

場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

（２）配置技術者

実施設計業務委託標準仕様書第１章 1.10 に規定する管理技術者及び照査技術者を配置すること。なお、管理技術者と照査技術者は、兼務することができません。

２　条件付一般競争入札参加表明書の提出

下記により条件付一般競争入札参加表明書（様式Ｈ１）を提出してください。

（１）提出部数　　１部

（２）提出期限　　入札公告に示す期限までに提出してください。

※　期限までに提出されない場合は参加資格が無くなります。

※　表明者の中から無作為に２名以上を抽出し、郵便入札の開札立会の依頼をします。

３　入札の手続き

入札の方法は郵便によります。御所市建設工事等郵便入札実施要綱に基づき入札を執行いたします。

入札書の記載金額は、消費税及び地方消費税に係る費用は除く、税抜きの金額とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

※　入札説明書等は、御所市ホームページ

http://www.city.gose.nara.jp/

４　落札者の決定方法

入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者から順番に落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。

落札候補者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、「くじ」により入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。

ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」の方法は、建設工事等郵便入札説明書に記載のとおりです。

５　競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。開札後、競争入札参加資格の確認を実施します。

（１）競争入札参加資格確認申請書等

（ア）「競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）」（様式 S１-1）

（イ）「業務委託実績報告書」（様式 S4-1）

※必要な場合に限り「業務委託履行証明書」（様式 S4-2）

（ウ）「配置予定技術者の資格」（様式 S5）

※管理技術者・照査技術者共に実施設計業務委託標準仕様書第１章１.１０に規定する資格等を証する書面の写し及び、３ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

（エ）建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１７号）に基づく「下水道」の登録を受けていることがわかる書面の写し。

（２） 提出部数　　各１部

（３） 提出期日　　入札公告第３に記載のとおり

※　期日までに提出されない場合は失格となります。

※　次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

（４）提出方法　　持参により提出してください。

（５）提出書類の作成等

（ア）作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

（イ）提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

（ウ）提出書類は返却しません。

６　競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。参加資格が確認できない場合は失格となります。

この場合、４で決定した次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

７　技術者の配置

落札者は、１の（２）に定める資料に記載した配置予定技術者を当該業務委託に配置するものとします。

委託業務履行にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等特別な場合に限ります。

８　契約の締結

落札者は、御所市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号）第１９条第１項の規定に基づき落札決定の翌日から起算して７日以内に契約を締結するものとします。

９　契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

１０　関連情報を入手するための照会窓口

契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒６３９－２２９８

奈良県御所市１番地の３

御所市役所　管財課　入札係（庁舎新館２階）

電話０７４５－４４－３０１３（ダイヤルイン）